

【社会福祉法】

第一条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び**地域における社会福祉**（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、**地域福祉の推進**に努めなければならない。

【地域包括ケアシステム】

『地域包括ケアの実現に向けた地域ケア会議実践事例集～地域の特色を活かした実践のために～』（2014年3月厚生労働省老健局）

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/chiiki-houkatsu/dl/link3-0-01.pdf

『事例を通じて、我がまちの地域包括ケアを考えよう「地域包括ケアシステム」事例集成～できること探しの素材集～』（2014、日本総合研究所）

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/chiiki-houkatsu/dl/jirei.pdf

【生活困窮者支援制度】

『生活困窮者自立支援制度の構築に向けたポイント』（2014年1月30日 第3回生活困窮者自立促進支援モデル事業担当者近畿ブロック会議 厚生労働省提示資料）

<http://www.city.osaka.lg.jp/templates/chonaikaigi/cmsfiles/contents/0000271/271600/04point.pdf>

『新たな生活困窮者自立支援制度について』（2013.12.10 新たな生活困窮者自立支援制度に関する説明会を一部修正）

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/topics/dl/tp131218-01.pdf

検討課題1：法の趣旨の理解

- 新制度は、我が国の経済社会の構造的变化を踏まえ、生活保護手前の生活困窮者の自立を支援する仕組み。
 - 制度運営における目標は、
 - ・生活困窮者の自立と尊厳の確保
 - ・困窮者支援を通じた地域づくり
 - その具体的なすがた（特徴）は、
 - ・包括的な支援
 - ・個別的な支援
 - ・早期的な支援
 - ・継続的な支援
 - ・分権的・創造的な支援
 - こうした制度の理念を十分理解した上で体制整備を行うことが必要。
 - 対象者は、
 - ・現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者（学習支援事業を除き生活保護受給者以外の生活困窮者（※））
 - ・その上で、上記理念に照らし、複合的な課題を抱える困窮者を幅広く受け止める。
- ※ モデル事業においては、生活保護受給の有無に関わらず事業の対象としている。法施行後は生活困窮者自立支援制度と生活保護制度が一体的に運用できるよう、国において検討。

対象者の考え方について

問1 生活困窮者については、法案上「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」とされているが、その具体的な範囲如何。自治体間で取扱いに差が生じないよう明確に示すべき。

(回答)

- 法の対象となる「生活困窮者」とは、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」(法第2条第1項)である。(※ただし、モデル事業においては、生活保護受給者も含めて対応することとしている。)
- その上で、住居確保給付金、就労準備支援事業、一時生活支援事業については、具体的な所得・資産要件を定めることとしているが、自立相談支援事業においては、相談事業の性格上、所得・資産に関する具体的な要件を設けるものではなく、複合的な課題を抱える生活困窮者が「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応することが必要である。(※また、生活困窮者の中には、社会とのつながりが薄れ、自らサービスにアクセスできない者も多いことから、対象者の把握は、アウトリーチも含め早期支援につながるよう配慮することが重要である。)
- 法の目的は、生活困窮者の自立の促進を図ることにある。このため、必要な方にその状態に応じた就労支援を行うなど、包括的な支援により支援効果を最大限高めていくことが必要である。一方同時に、支援は生活困窮者の状態に応じて個別に検討するとともに、制度のめざす自立には、経済的な自立のみならず、日常生活における自立や社会生活における自立も含まれることに留意することが必要である。
また、生活困窮者が自立するためには、働く場などを拡大していくことも必要であり、また例えば地域から孤立したままでは、課題の解決は困難となることも考えられることから、新制度では、困窮者支援を通じた地域づくりも目標の一つであり、孤立状態の解消などにも配慮することが重要である。
- このように、自立相談支援事業においては、生活困窮者を幅広く受け止め、包括的な支援を行うが、一方で、自立相談支援機関において対応可能な範囲を超えないようにすることが必要である。
この点、生活困窮者への支援は、当該自立相談支援機関のみが担うのではなく、法に定める各種事業、法外の関連事業、インフォーマルな取組などと連携することが重要であり、相談は幅広く受け付けた上でその後の支援については、自立相談支援機関が調整機能を適切に担いつつ、他の適切な支援機関につないでいくことやチームとして支援することが重要である。また、既存の社会資源では生活困窮者の課題に対応できない場合には、地域における関係者との協議を通じて、新たな社会資源を開発していくことが求められる。
- なお、対象者の考え方については、以上のとおりであるが、生活困窮者からの相談を排除することなく対応することを前提に、とりわけ制度の立ち上げ当初においては、地域の実情に応じ、より重点的に対応する者を設定することは可能である。
- いずれにしても、対象者の具体像については、モデル事業の実施状況等も踏まえ、引き続きできる限りお示ししていただきたいと考えている。

新法に基づく事業と生活保護法に基づく事業の関係

- 生活保護法は、現に保護を受けている者(法第6条第1項)、現に保護を受けているといないとしかわらず、保護を必要とする状態にある者(法第6条第2項)が対象。
- 生活困窮者自立支援法は、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者(法第2条第1項)が対象(要保護者以外の生活困窮者)。

※ ただし、子どもの学習支援事業については、生活保護受給家庭の子どもも、将来最低限度の生活を維持できなくなるおそれがあることから、新法の対象。
- 新法に基づく事業と生活保護法に基づく事業が連携して、連続的な支援を行うことが重要。また、自立相談支援事業において、生活保護が必要な場合には、確実に生活保護につなぐ。

新法に基づく事業	生活保護法に基づく事業
生活困窮者自立相談支援事業	第55条の6に基づく被保護者就労支援事業
生活困窮者就労準備支援事業	第27条の2に基づき予算事業での実施を検討
生活困窮者家計相談支援事業	第27条の2に基づき予算事業での実施を検討 ※ 今回の見直しで自ら収入及び支出を適切に把握することを受給者の責務として位置づけている
生活困窮者の子どもの学習支援事業 その他の自立促進事業	生活保護受給者の子どもへの学習支援については、新法の対象
生活困窮者住居確保給付金	(住宅扶助)
生活困窮者一時生活支援事業 ※一定の住居を持たない者への宿泊場所供与等	(生活扶助、住宅扶助)

検討課題2：庁内体制の構築

- 主管部局の決定は、法の趣旨に即した包括的な支援を行うことができる体制を構築しつつ、支援効果を最大限高めるという観点から検討。
 - ※ モデル事業においては、生活保護、地域福祉、商工労働、市民生活等の担当課が主管課となっている。また、新しい体制を検討している自治体もある。
- こうした観点から、福祉部局内のみで検討するのではなく、全庁的に検討することが望ましい。
- いずれの部局が担当するにしても、関係部局と緊密に連携することが必要であり、部局横断的な体制を設定。

※連携が必要となる関係部局の例：福祉関係課（保護担当、地域福祉担当のほか、高齢福祉、障害福祉、児童福祉の各担当）、保健医療関係課、住宅関係課、商工関係課、教育委員会・教育関係課、税務課、保険・年金関係課、水道課、市民生活関係課、人権担当課

- 対象者の早期把握のため、税・保険料や公共料金の担当と連携し、気になる生活困窮者が自立相談支援事業につながるよう紹介ルールを設定。

【参考】○滋賀県野洲市：31の課・組織が参画する委員会を設置。税、国民健康保険、水道担当等の滞納情報を活用することで、生活困窮者の早期把握・早期支援。